

支援コーディネーター全国会議運営要領

第1 目的

この要領は、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱（国立障害者リハビリテーションセンター分）第3の3の（3）の規定に基づき、支援コーディネーター全国会議（以下「全国会議」という。）の運営に必要な事項を定め、円滑な運営に資することを目的とする。

第2 全国会議の構成

全国会議は、次に掲げる者のうち国立障害者リハビリテーションセンター（以下「国立リハセンター」という。）総長が参加を認めた者をもって構成する。

- 一 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部職員
- 二 国立リハセンター職員
- 三 支援拠点機関等の支援コーディネーター
- 四 国立リハセンター総長が必要と認めた者

第3 議長を選任等

- 1 全国会議に議長を置くこととし、国立リハセンター総長が指名する。
- 2 委員長は、会務を掌理する。

第4 全国会議の調整等

- 1 全国会議開催の企画、調整は、高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会幹事会が行う。
- 2 全国会議は必要に応じ開催することとし、会議は原則公開とする。

第5 守秘義務

- 1 全国会議の運営に関わる者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らし

てはならない。

- 2 前項の定めは当該職務を退いた後も同様とする。

第6 全国会議の庶務

全国会議の庶務は、高次脳機能障害情報・支援センターにおいて処理する。

第7 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、全国会議の運営に必要な事項等は、別に定める。
- 2 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。